

大磯町新庁舎整備基本計画

令和 5 年 3 月

大 磯 町

大磯町新庁舎整備基本計画 目次

第1章	はじめに	1
1.	新庁舎整備検討の経過	1
2.	基本計画策定の目的・位置付け	2
3.	上位・関連計画との整合	3
4.	基本計画の検討体制	3
5.	現庁舎の概要	4
第2章	基本理念・基本方針	6
1.	基本理念	6
2.	基本方針	6
第3章	新庁舎整備に必要な機能及び規模	7
1.	新庁舎整備に必要な機能	7
2.	新庁舎整備に必要な規模	17
第4章	新庁舎整備の方法	23
1.	敷地条件	23
2.	施設計画の検討	26
第5章	新庁舎整備の進め方	32
1.	概算事業費・財源計画	32
第6章	今後の進め方	34

第1章 はじめに

1. 新庁舎整備検討の経過

現在の役場本庁舎（以下「現庁舎」という。）は、昭和46年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきましたが、建築から既に51年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられています。

耐震性については、昭和62年に耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を大幅に下回る結果であったことから庁内組織・議会での検討を重ね、移転を含む庁舎建替えを行うこととしましたが、建設費や用地取得などに係る期間を考慮し、現庁舎についてはそれまでの10年程度を使用するための緊急対策として、平成13・14年度に防災対策工事（耐震補強）を実施しました。しかし、将来的に移転を含む建替えを前提とした緊急対策であったことから、基準を満たさない階層があり、その後約20年が経過しているため、災害応急活動や災害復旧活動に大きな支障が生じないように早急な対応が求められています。

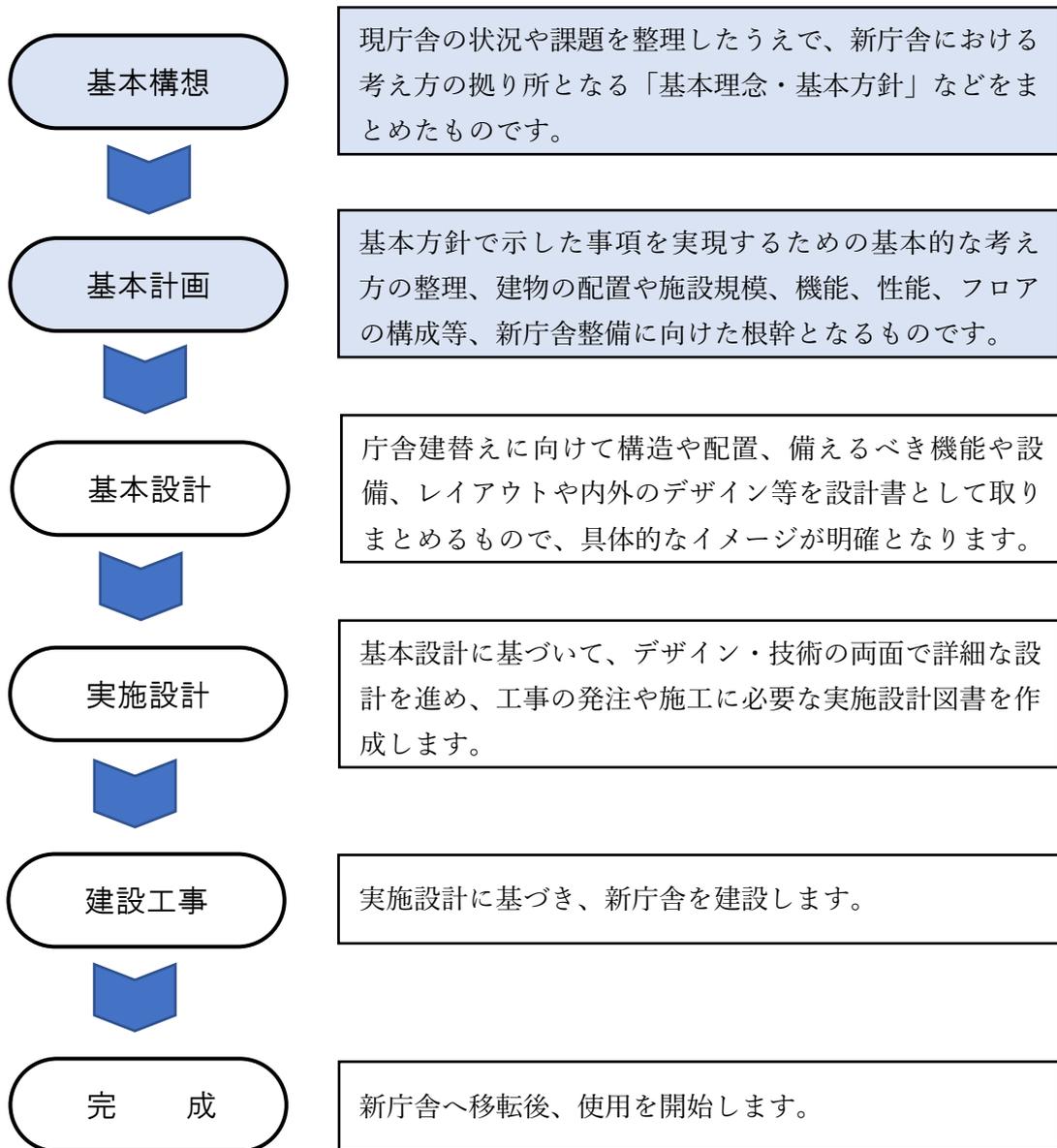
東日本大震災を受けて、耐震性の不足をはじめとする現庁舎の課題を解消するため、新庁舎整備に向けて平成30年10月に「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会」を発足させ、施設規模や建設地、施設の複合化や事業手法について調査を行い、「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会 報告書（令和2年4月）」を取りまとめるとともに、令和2年7月に設置した「新庁舎整備基本構想等検討委員会」（外部委員会）のご意見を踏まえ、令和4年3月に「大磯町新庁舎整備基本構想」を策定しました。

基本計画については、「大磯町新庁舎整備基本構想」を踏まえ新庁舎整備における利便性や機能性、周辺環境への影響に関する具体的な課題や諸条件を整理し、配置や建設規模、概算事業費、事業スケジュールといった案を示し設計の指針となるもので、窓口機能や執務室環境等については、町職員で構成する「大磯町新庁舎オフィス環境庁内検討会」を設け調査及び検討を行っています。また、議会に設置されている「新庁舎整備等特別委員会」からご意見をいただくとともに、「意見交換会」や「町民説明会」を開催し、町民の方からいただいたご意見やご要望を反映し策定しました。



2. 基本計画策定の目的・位置付け

基本計画は、「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会報告書（令和2年4月）」及び「大磯町新庁舎整備基本構想(令和4年3月)」を基に、利便性、機能性、周辺環境など具体的な課題や条件を整理する等、庁舎建替えの設計・工事を進める上で根幹となる条件を整理するものです。



3. 上位・関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、町の最上位計画である「大磯町第五次総合計画」や、関連するその他の計画との整合性を図ります。

【主な個別計画】

行 財 政：公共施設等総合管理計画、公共施設等第1期個別施設計画

安心・安全：地域防災計画、業務継続計画、耐震改修促進計画

環 境：環境基本計画、地球温暖化対策実行計画

都市・交通：まちづくり基本計画、景観計画、バリアフリー基本計画 など

4. 基本計画の検討体制

大磯町新庁舎整備基本構想を基に、職員による「大磯町新庁舎オフィス環境庁内検討会」において、町民窓口や執務室環境等について検討を行いました。さらに、町民意見交換会や町民説明会を開催し、新庁舎に取り入れるべき機能や設備等については町民の皆さんのご意見を反映し基本計画を策定しています。

【庁舎整備に係る検討体制】

1 大磯町役場本庁舎整備庁内検討会（平成30年10月～令和2年3月）
現庁舎の課題整理と新庁舎の施設規模、建設地、複合化、事業手法等について調査・検討を行うため、職員で構成する庁内検討会を設置。令和2年4月に検討結果をまとめ報告書を作成。
2 新庁舎整備基本構想等検討委員会（令和2年7月～令和4年3月）
新庁舎整備基本構想の策定にあたり、調査や審議を行う検討委員会を設置。委員は学識経験者、公募町民、町内の関係団体又は企業の代表、行政関係機関など9名で構成され、延べ6回の検討委員会を開催。諮問のあった基本構想（案）に対し答申を行った。
3 新庁舎建設等特別委員会（令和2年9月～令和5年6月）
町議会において、新庁舎整備に関する事項について調査・研究を行うため、特別委員会を設置。
4 新庁舎オフィス環境庁内検討会（令和3年12月～令和5年2月）
新庁舎整備における町民窓口や執務室等のオフィス環境整備にあたり、必要な機能の調査及び検討を行うため、職員で構成する庁内検討会を設置。令和5年2月に検討結果をまとめ活動報告書を作成。

5. 現庁舎の概要

【施設概要】

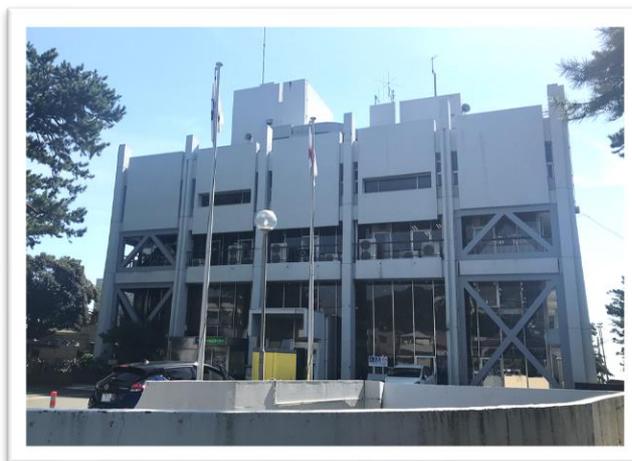
施設名称	役場本庁舎	保健センター
所在地	東小磯 183 番地	東小磯 191 番地
竣工年月	昭和 46 年 5 月	昭和 57 年 3 月
建築面積	1,070 m ²	462 m ²
延べ面積	3,869 m ²	889 m ²
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上 5 階、地下 1 階	鉄筋コンクリート造 地上 2 階

【現庁舎敷地】



【本庁舎の配置部署】

5F	傍聴席、機械室、サーバー室
4F	議場、正副議長室、委員会室、議会事務局、教育長室、学校教育課、監査委員事務局、会議室
3F	町長室、副町長室、公室、政策課、総務課、危機管理課、財政課、下水道課、産業観光課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、会議室、コピー室、電話交換室、防災無線室
2F	建設課、都市計画課
1F	税務課、町民課、子育て支援課、会計課、電算室、町民情報コーナー
B1F	職員休憩室、更衣室、宿直室、書庫、機械室、車庫



本庁舎全景

【保健センターの配置部署】

2F	研修室、相談室、運動指導室
1F	福祉課、スポーツ健康課、保健指導室、消毒室



保健センター全景

第2章 基本理念・基本方針

基本構想では、新庁舎が目指すべき姿となる基本理念を設定するとともに、町民の皆さんからいただいたご意見を反映して、具体的な項目として6つの基本方針を定めています。

基本理念

大磯町は、先人たちから受け継いだ高麗山や鷹取山などの丘陵、こゆるぎの浜などの海辺、花水川や葛川などの河川といった豊かな自然、相模国府や東海道の宿場町としての歴史、明治期に発展した邸園文化などに恵まれたまちです。

新庁舎は町民ひとりひとりが大磯町の自然や歴史、文化を再発見し、新たな魅力を創造する拠点となることを基本理念とします。

基本理念

「人と地域、歴史と未来をつなぐ まちの拠点」

基本方針

(1) 防災の拠点となる安全安心の庁舎

- ・災害時の事業継続性と災害対策本部機能の充実
- ・あらゆる災害に強い防災拠点としての庁舎
- ・災害時に迅速に機能転換可能な庁舎

(2) 町民サービスの向上につながる庁舎

- ・便利で快適な来庁者窓口サービス
- ・ワンストップによる行政サービス
- ・行政手続きのデジタル化

(3) 誰もが快適で使いやすい庁舎

- ・町民が気軽に利用できるスペースの充実した開かれた庁舎
- ・誰もが分かりやすく、使いやすいユニバーサルデザイン
- ・使いやすく働きやすい庁舎を実現するための執務スペース

(4) 環境と共生する省エネルギーな庁舎

- ・2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)を視野に入れた庁舎
- ・大磯の気候風土を活かし、自然と共生する庁舎
- ・省エネ化の推進によるライフサイクルコストの削減

(5) 経済的で合理的な永く使える庁舎

- ・長寿命で、維持管理に配慮した合理的な庁舎
- ・時代環境の変容等に柔軟に対応できる庁舎
- ・DX、デジタルファースト、ペーパーレス化

(6) まちづくりの拠点となる庁舎

- ・大磯町の魅力を創造し、発信する庁舎
- ・自然を享受し、歴史や文化を感じさせるまちのシンボルとしての庁舎
- ・誰もが参加できる開かれた議会

第3章 新庁舎整備に必要な機能及び規模

1. 新庁舎整備に必要な機能

基本構想で示したとおり、現庁舎の運用状況等を考慮したうえで、他の自治体庁舎などにおける最新事例も踏まえ、基本構想で掲げた6つの基本方針に基づき、新庁舎に必要な具体的な機能を検討しました。

(1) 防災の拠点となる安全安心の庁舎

大規模災害に耐え庁舎機能を維持するだけでなく、迅速に災害対策に対応できる防災拠点機能を確保します。

① ライフラインの維持確保

- ・ 大規模災害発生時に災害対策本部室の機能確保が図れるよう、電気等の設備室やサーバー室など重要な諸室は上層階に設置し、浸水等に対しても影響のない計画とします。
- ・ 地階など浸水が想定される階の配線系統は単独とすることで、浸水時に機能を切り離すことが可能な計画とします。
- ・ 電力供給途絶時の対応として、非常用発電設備（72時間以上稼働）を最上階に設置し、非常時に必要な電源確保を図ります。
- ・ 断水時の対策として、受水槽により飲料水及び雑用水を相当期間分確保します。
- ・ 災害対策本部等の活動を円滑に行うため、危機対処に必要な物品等を保管する備蓄倉庫を庁舎内に計画します。



非常用発電設備(東京都清瀬市)

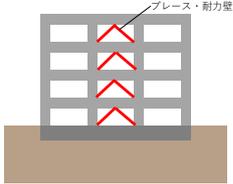
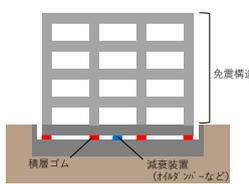
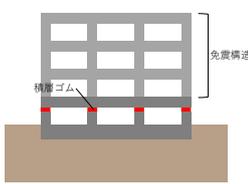


非常用備蓄品(大磯町)

② 耐震性能・構造形式

- ・ 大地震後も、様々な庁舎機能が継続できる耐震性能を確保します。
- ・ 津波発生時においても、庁舎機能の維持が図れる構造を検討します。
- ・ 施設の規模や形状に合わせて、十分な耐震性能が発揮できる構造として、構造種別は鉄筋コンクリート造、構造形式は免震構造で計画していきます。

構造形式の概要

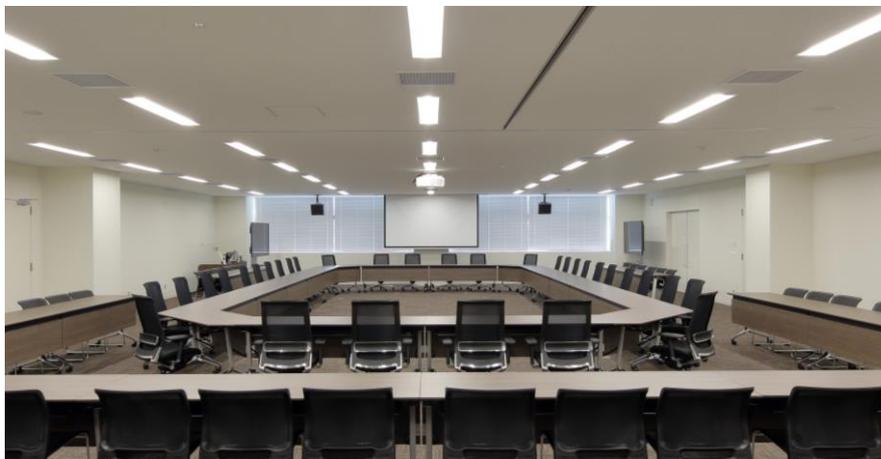
	耐震構造	免震構造	
		基礎免震構造	柱頭免震構造
イメージ図			
特徴	建物の骨組みを強化し、地震の揺れに対して耐える構造	建物と基礎の間に免震装置・減衰装置を配置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造のうち、装置を建物最下部に設けたもの	建物と基礎の間に免震装置・減衰装置を配置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造のうち、装置を1階の柱上部に設けたもの
耐震性能	地震時に建物の倒壊はないが、損傷して継続使用できない恐れがある	地震時の安全性が高い	地震時の安全性が高いが、1階は免震による効果を得られない
平面計画への影響	耐力壁やブレースを設ける必要があるため、平面計画に制約がある	平面計画への影響が小さいが、建物が水平挙動できるように1階の建物周囲に免震クリアランスが必要	平面計画への影響が小さく、1階の免震クリアランスは不要だが、建物挙動が異なるため階段やEVなどは配慮が必要
浸水対応	浸水を想定して1階をピロティにするなどの対応が可能	ピットに浸水の恐れがある	浸水を想定して1階をピロティにするなどの対応が可能
躯体コスト比率 ^{※1}	100%	140%	135%

※1 躯体コスト比較は一般的な場合を示し、本計画における比率は今後の検討による。

※免震構造のうち基礎免震構造及び柱頭免震構造については、設計の段階で比較・検討し決定します。

③災害対策本部室の設置

- ・ 災害発生時の状況把握や情報共有がしやすいよう、災害対応の拠点となる災害対策本部室には、防災情報通信システムの設置を検討します。
- ・ 災害対策本部室は、災害時、地域防災計画に基づく関係機関からの応援に対応できるよう十分な面積を確保し、通常時は会議室として活用するなど、効率的な運用が可能となるよう計画します。



災害対策本部イメージ(滋賀県甲賀市)

(2) 町民サービスの向上につながる庁舎

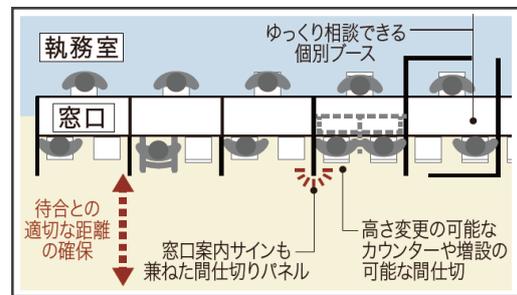
町民利用の多い部署を低層階に集約するとともに、可能な限り近接させることでワンフロアでの対応や、プライバシーに配慮した個別ブースの設置など、安心して使いやすい窓口を検討します。また、手続きのデジタル化についても併せて検討し、町民サービスの向上を図ります。

①窓口サービス

- ・ 短時間で適切な行政サービスが受けられるように総合案内を設置します。
- ・ 執務室と接したオープンカウンター方式により窓口機能を集約化します。
- ・ プライバシーの保護に配慮した個別ブースや個別相談室を設け、利用者が安心して使いやすい計画とします。



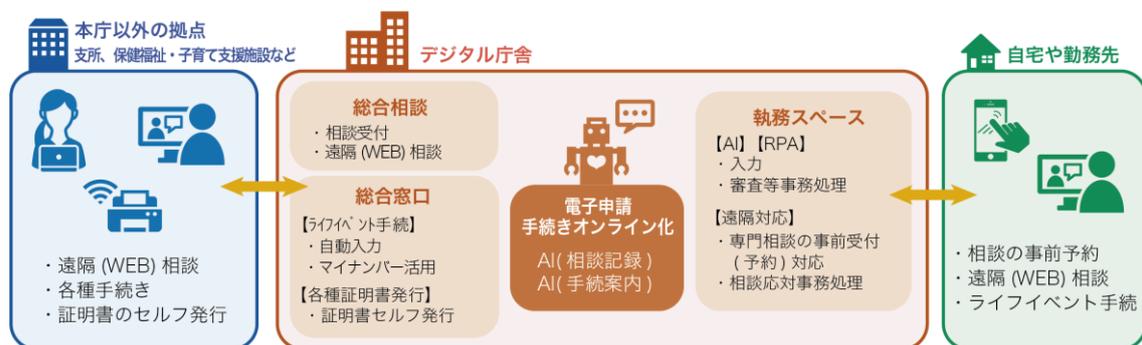
オープンカウンター (新潟県長岡市)



相談しやすいブースイメージ図

②手続きのデジタル化

- ・ 来庁者がタブレットなどを利用して、申請書を記載せずに証明書等の交付が受けられるサービスの導入を計画します。
- ・ オンライン手続きの拡充や、町からの情報発信・情報提供を行えるよう、ICT技術の導入を計画します。



デジタル化のイメージ図

(3) 誰もが快適で使いやすい庁舎

町民をはじめとする利用者にわかりやすく、使いやすい環境を実現するとともに、職員が働きやすい執務環境を計画することで、すべての人にやさしい庁舎とします。

①町民交流スペース、協働スペース

- ・ 町民交流促進の観点から、エントランスロビー付近にギャラリーやイベント、期日前投票場所など様々な使い方ができる多目的・交流スペースの設置のほか、障がい者の就労支援として福祉ショップの設置を計画します。
- ・ 休憩コーナーなど誰もが自由に利用できる場所を適所に設け、行政の手続き以外でも気軽に訪れ、親しみが生まれる空間づくりを目指します。
- ・ 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症をはじめとした感染拡大防止対策等、公衆衛生上の観点も含めた空間の快適性の向上を目指します。



交流スペース(東京都清瀬市)

②ユニバーサルデザイン

- ・ バリアフリートイレや乳幼児連れの方が安心して来庁できるよう、授乳室やキッズスペースなどの設置を計画します。
- ・ 誰もが理解しやすく視認性の高いサイン計画とします。
- ・ 障がい者や高齢者、妊婦の方など移動に配慮が必要な方が安心して利用できるよう、専用の駐車スペースを設け、屋根を設置するなど雨天時の利便性にも配慮します。



キッズスペース(東京都清瀬市)

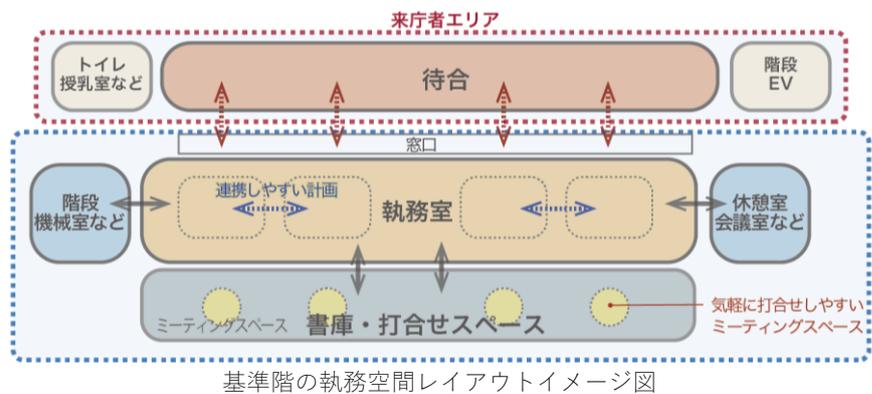


屋根付き駐車場イメージ

国土交通省 HP より

③執務空間

- ・ 町民の立ち入り可能なエリアと執務スペースを明確にゾーニングすることで、セキュリティ性に配慮します。
- ・ 情報通信ネットワーク（無線 LAN）を整備し行政環境の変化に柔軟に対応できる汎用性の高い空間構成とします。執務室は、部門間の調整を容易とするため、壁や間仕切りのないオープンフロアとするなど、フレキシブルな空間を目指します。
- ・ 各部門の特性を踏まえた階層配置や関連性の強い部門の近接配置を行い、限られた面積を有効利用できるユニバーサルレイアウト※1 による什器類の配置を検討します。
- ・ 職員間の連携を高めるため、見通しのよいオープンフロアを採用し、執務室のバックヤードには気軽に打合せができるミーティングスペースを配置します。



- ・ 来庁者にとって分かりやすい動線や職員の効率性を考え、来庁者エリアは、窓口に面して待合スペース、トイレ、授乳室等を配置し、執務エリアは、会議室や書庫等を近接して配置することで、効率的な執務が可能となるレイアウトを検討します。
- ・ 会議室は可動間仕切壁により、目的に応じた規模で利用できるよう配慮するとともに、出先機関などと WEB 会議ができる環境を整備します。
- ・ 利用頻度の高い書類保管スペースを執務室内に設置するなど、適切な規模の書庫スペースを設置します。また、長期にわたる保管が必要な書類などは集密書架を設けるなど、効率的な書庫機能を計画します。



オープンフロアイメージ(滋賀県甲賀市)



集密書架イメージ(滋賀県甲賀市)

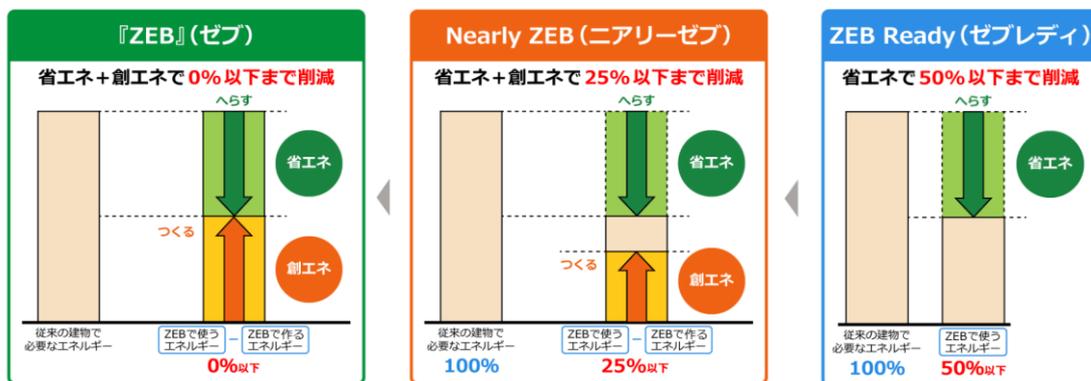
※1 オフィスにおいて、個室や各部署デスクの構成・配置を統一規格化することで変更時の大幅な工事をなくすレイアウト手法

(4) 環境と共生する省エネルギーな庁舎

新庁舎が果たすべき役割として環境負荷の低減を図り、大磯の豊かな自然と共生する「スーパーエコ庁舎」を目指します。

①カーボンニュートラル※2

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー（効率の高い空調・照明機器やBEMS※3の導入）、創エネルギー（再生可能エネルギーの活用）、蓄エネルギー（大容量バッテリーの導入）について調査・検討を進め、先導的な庁舎を計画します。
- ・ 地球環境への影響を抑制するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現を目指し、費用対効果を見極めながら環境負荷低減技術の積極的な導入を検討します。ZEBとは、建築計画の工夫や設備機器の高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電設備等によってエネルギーを創り、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。



『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

図：ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）の定義
(環境省 ZEB PORTAL ホームページより)

※2 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

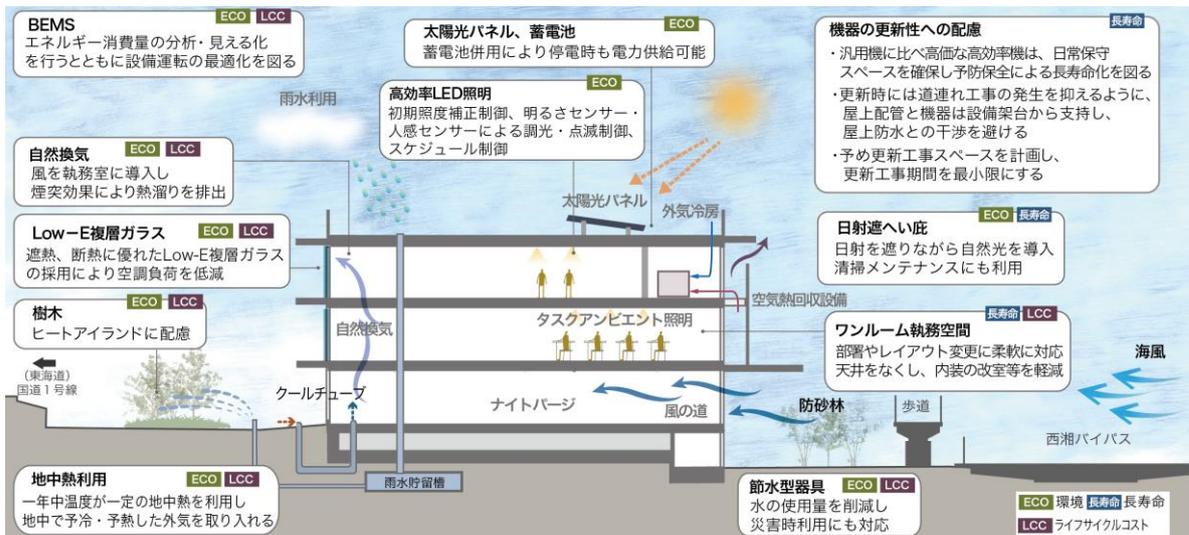
※3 ビル内で使用する電力の使用量などを計測し、「見える化」を図るとともに空調や照明設備等を制御すること。

②大磯の自然と共生したパッシブデザイン※4

- ・ 自然光の積極的な取り入れや中間期の通風・換気を促す開口部の工夫を行い、消費電力の削減に努めるとともに、基礎ピットなどを利用した雨水利用設備、井戸水によるトイレ洗浄水や植栽灌水などの有効活用についても検討します。
- ・ 新型コロナウイルス（COVID-19）感染症をはじめとした感染拡大防止対策等、公衆衛生上の観点も含めた空間の快適性の向上を目指します。
- ・ 建物内への外気導入については、クール/ヒートチューブ（地中熱）を経由し取り込むことで、一年を通して安定している地中熱を利用して空調負荷を抑制します。

③ライフサイクルコストの低減

- ・ 新庁舎の設計から建設、運用管理及び解体再利用にいたる建物のライフサイクルコストを低減します。
- ・ 修繕工事が最小限となるように、建築・設備の更新や修繕が容易で、将来負担の軽減や維持管理コストを最小限に抑えた庁舎を計画します。



エコニューイメージ図

④緑化環境の保全

- ・ 敷地に隣接する鳴立庵の緑化環境と調和のとれた緑化計画とします。
- ・ 屋上や壁面の緑化を積極的に行い、室内への熱負荷を抑制することで省エネルギーを図ります。

※4 太陽の光と熱、風など自然の力を建物のしつらえによって利用する設計技術。

(5) 経済的で合理的な永く使える庁舎

今後も変化する社会情勢に伴い、庁舎に求められる機能にも変化が生じると考えられる中、費用を抑制しながら、変化に柔軟に対応できるコンパクトな庁舎づくりを目指します。

①DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・ DX やデジタルファースト※5の推進により、窓口や執務室の在り方、書類保管スペースの規模等は大きく変わっていくことが考えられます。現庁舎の調査や職員へのアンケートを踏まえ合理的な規模設定を行い、将来必要となる機能（町民協働スペース等）への可変性も合わせて検討します。

②柔軟性・可変性を備えた計画

- ・ 将来の機構改革や庁舎自体の機能の変化に対応する場合に、大規模工事を必要としないよう、床のOAフロア化や間仕切り壁の移設しやすい工夫、余裕のある天井裏ダクト空間や設備配管スペースについても、将来の施設ニーズ・室利用の変化に対応した柔軟性の高い計画とします。
- ・ 大型天板のデスク設置やキャビネット配置の工夫などを行い、人が移動するだけで組織変更に対応できるユニバーサルレイアウトを導入します。

③維持管理の容易な計画

- ・ 現庁舎敷地は海岸に隣接しているため、外壁や屋外設備は海風による塩害に配慮した対策を検討します。
- ・ 外気取入部には除塩フィルターを設け、海塩粒子による設備機器の腐蝕防止等に配慮します。
- ・ 内外装仕上げ材は、日常的な清掃や修繕しやすい材料を採用するとともに、外装デザインも清掃が容易になるよう検討します。
- ・ 採用する建築技術や設備については、機能的で汎用性のある資材・システムを採用する方針とし、メンテナンスが容易で、迅速かつ経済的な修繕更新ができるよう配慮します。
- ・ キュービクルや非常用発電設備は屋内設置し、天候や塩害の影響を受けずにメンテナンスが可能となるよう計画します。
- ・ 新庁舎の設計から建設、運用管理及び解体再利用にいたる建物のライフサイクルコストを低減します。
- ・ 修繕工事が最小限となるように、建築・設備の更新や修繕が容易で、将来負担の軽減や維持管理コストを最小限に抑えた庁舎を計画します。

※5 行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結すること。

(6) まちづくりの拠点となる庁舎

来庁者だけでなく、周辺施設の利用者が気軽に立ち寄りくつろげる、「まちのラウンジ」となるような庁舎を目指します。

①情報発信機能

- ・ 情報社会への対応として、1階に行政情報や大磯町の魅力などを紹介する情報コーナーなどの設置を計画します。また、町内外を問わず、来庁者が気軽に書籍やパンフレット等を閲覧でき、情報が得られるスペースの設置なども計画します。
- ・ 大型モニターでの動画上映やデジタルサイネージ^{※6}などのビジュアル化手法も検討します。

②大磯町らしさを感じさせる庁舎

- ・ 紺碧の海や豊かな緑を望める展望デッキや屋外広場の設置を検討します。
- ・ コスト面に配慮しながら大磯町らしさを感じさせる外観の工夫など、町の新たなシンボルとしてふさわしい景観デザインを検討します。
- ・ 海と山とが共存する大磯の自然環境を生かした、風景に調和した意匠を検討します。
- ・ 周囲の建物との調和や地域の歴史性、SDGsの達成等の観点を踏まえ、自然素材の活用を検討します。
- ・ 来庁者だけでなく、誰でも気軽に立ち寄れる、開かれた庁舎となるよう計画します。



屋外デッキや屋外広場のイメージ(群馬県富岡市)



自然素材を活用したイメージ(高知県梶原町)

③議場形式

- ・ 議会機能については、議決機関としての独立性に配慮しつつ町民に開かれた施設となるよう、議場はフラット形式とします。
- ・ 車いす席や親子傍聴席を設置し、誰もが参加できる開かれた議場とします。

※6 あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

- ・ 議会施設はワンフロアに集約し、新庁舎の上層階に配置します。
- ・ 家具は可動式とすることで議場を多目的に利用しやすい計画とします。
- ・ 議場の形状は、町民による利用等も考慮して検討した結果、職員席と議員席が対面するレイアウトとします。

議場形式比較検討のイメージ図

	フラット形式	ひな壇形式
断面		
サイトライン	規模が大きい(奥行きが深い)場合、確保しづらい	確保しやすい
デザイン	オープンな演出がし易い	従来議場に近い演出となる。
利用勝手	可動式の席とすれば、議場以外の利用方法が可能	段床となっているため、議場以外の利用が難しい

議場レイアウト比較のイメージ図

レイアウト案①	レイアウト案②
<p>現在の大磯町の議場と同じレイアウト</p>	<p>職員席と議員席が対面するレイアウト</p>

机や椅子を移動させ、多目的に活用できるスペース



移動式家具を採用した議場のイメージ (香川県土庄町)

2. 新庁舎整備に必要な規模

(1) 必要面積の検討

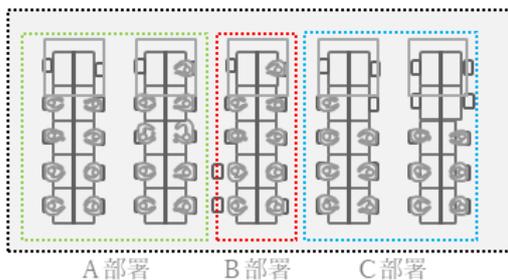
「大磯町新庁舎整備基本構想(令和4年3月)」では、総務省・地方債同意等基準等による規模算定や建築可能範囲について検討を行い、必要面積については新庁舎を5,000㎡程度、駐車場等を2,150㎡程度と設定しました。また、基本構想の中であげられた執務室の面積削減の工夫として、基本計画では以下のとおり詳細に検討を進めました。

① 執務室の面積削減の工夫

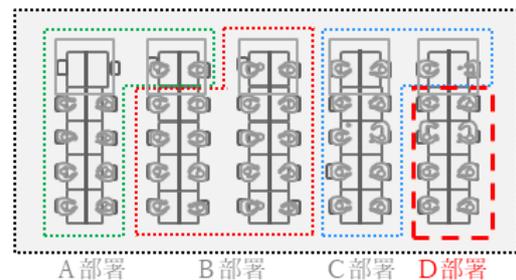
- ・ 以下のとおり、執務室の想定レイアウトから必要面積を800㎡と想定します。
- ・ 自治体DX化による手続きのオンライン化も視野に、可変性のある窓口とします。
- ・ ユニバーサルレイアウトの採用で、効率よく使い無駄なスペースを削減します。
- ・ 書庫については、レイアウトのスタンダード化を行い、統一された管理ルールを基準にわかりやすく配置します。

● ユニバーサルレイアウトを採用した組織改編イメージ

組織改編前

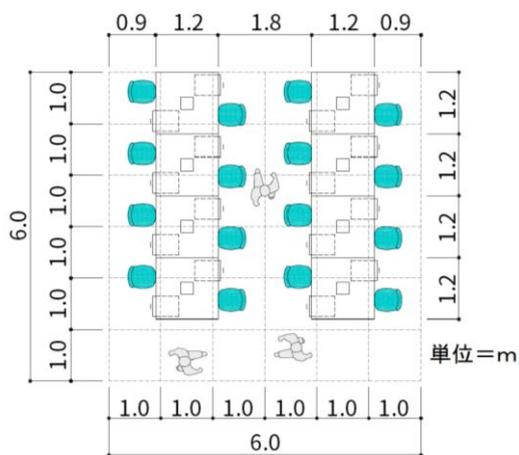


組織改編後 (各部署の人数変更、D部署を新設)



[面積検討の条件]

- ・ 無駄の無い機能的な執務空間を目指す観点から、統一されたデスクサイズの採用を前提に標準的な通路寸法が確保できる1mモジュールを想定。(部課長席を除く。)



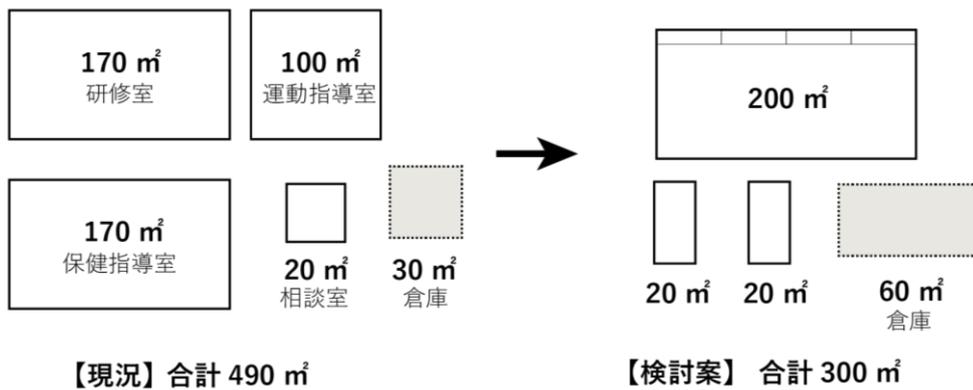
エリア		必要面積
1	執務エリア：デスクまわり	452.0㎡
2	窓口エリア：職員側の席と通路を含める	75.2㎡
3	収納エリア：3割削減後	190.0㎡
4	協議エリア：4人席	27.0㎡
5	機器エリア：共有PC・複合機など	58.5㎡
合計		802.7㎡

②保健センターの面積削減の工夫

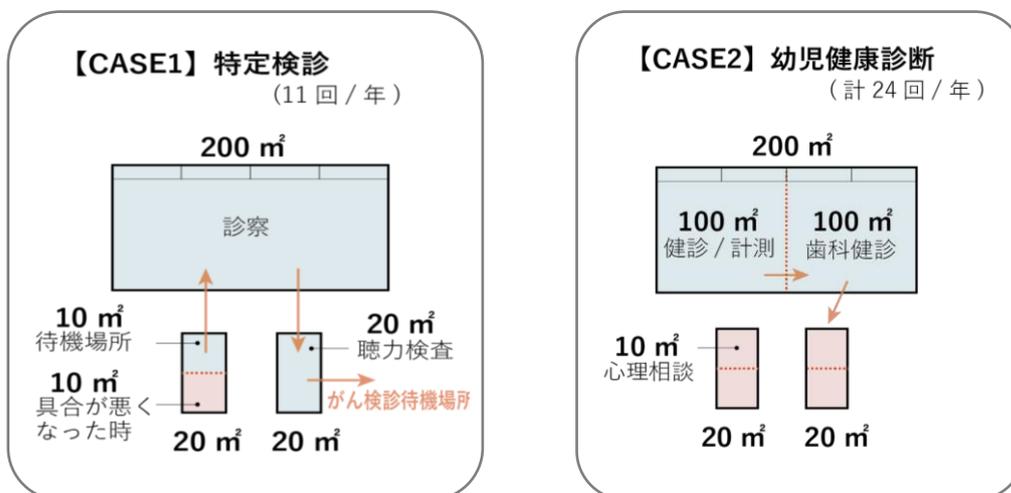
- ・ 保健センターについては、各室の利用状況を分析しそれぞれのケースを想定した必要規模の整理を行いました。

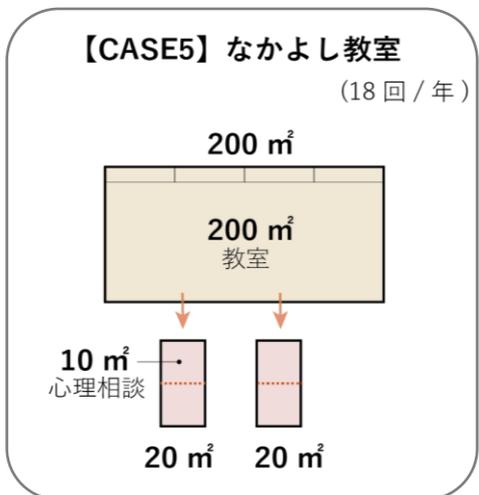
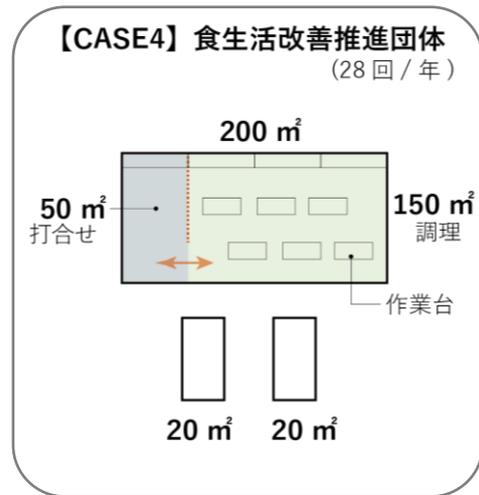
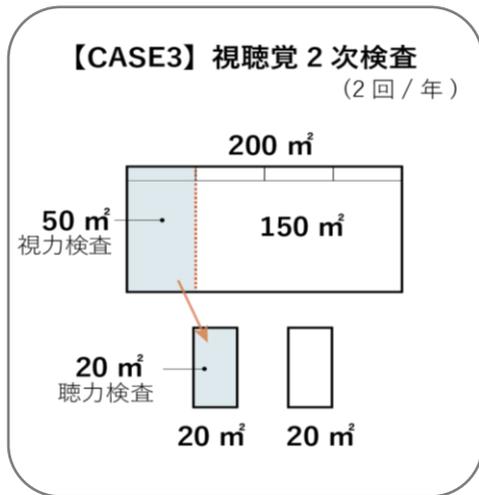
[面積検討の条件]

- ・ 200 m²の部屋と 20 m²の部屋（2つ）とし、専有面積を現況 460 m²から 240 m²に削減
- ・ 可動間仕切り壁により部屋のサイズを調整する。
- ・ マット等は常設とせず、催しの際に必要なに応じて設置する。（最小限必要な面積を検討するため。）
- ・ 体を動かす催しの必要面積は 10 m²/人として算定。
- ・ 倉庫は現状より広い面積を要する想定とし、60 m²を確保する。（マットや作業台など、保管が必要となる備品が現状より増えることが想定されるため。）



上記を踏まえ、各室の設置面積は様々な使用方法に対応しやすい仕様を検討しました。





③利用状況に応じた会議室の設置

- 各課で実施する事業や会議等について、使用している諸室の利用状況を分析し、月当たりの実施回数と使用規模の整理を行いました。

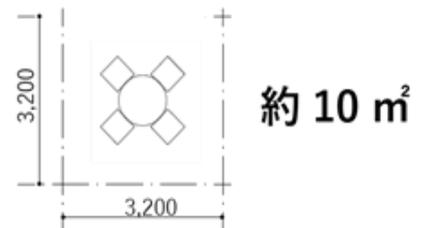
	出席人数	1 か月あたりの会議数	必要面積
小会議	1~9 人	22 回 (うち 4 人以下の会議数 10 回)	20 m ² 程度
中会議	10~19 人	32 回	40 m ² 程度
大会議	20~40 人	17 回	80 m ² 程度

- 利用状況等から、新庁舎で必要とされる会議室の大きさや部屋数を検討した結果、10~19 人程度が利用する会議回数に対し中規模の会議室が不足しており、代替として多人数を収容可能な大会議室を使用しているため、新庁舎整備にあたっては、中規模の会議室を増やす計画とします。

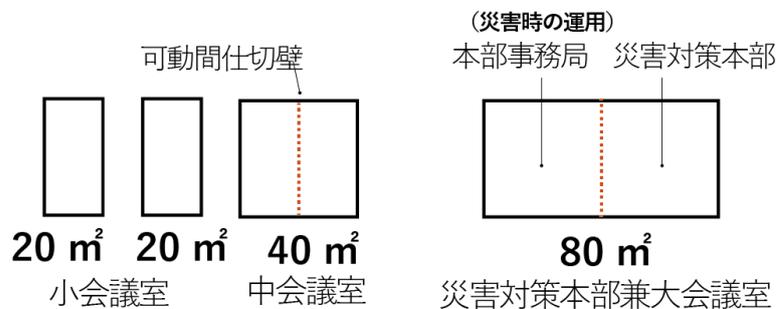
- ・ 会議室は、会議の利用状況に応じて適切な室数・スペースを確保し、可動式間仕切壁によってサイズを変えることができるよう計画します。
- ・ 少人数の打合せができるミーティングスペースを、執務室バックヤードに配置します。

[面積検討の条件]

- ・ 会議室の想定面積は $2 \text{ m}^2/\text{人}$ とする。
- ・ 災害時に災害対策本部と本部事務局の運用を可能とするため、 80 m^2 の大会議室を 40 m^2 の会議室 2 つに分割することを想定する。(平常時は可動間仕切り壁により適宜会議室として利用する。)
- ・ 4 人以下の打ち合わせは、打ち合わせスペースの利用を想定し、各フロアに 2 箇所程度を設置する。
(2 フロア \times 2 箇所 $\times 10 \text{ m}^2 = 40 \text{ m}^2$)



【検討案】 合計 160 m^2 + 打合せスペース (40 m^2)



(委員会室合計 80 m^2 として仮設定)

(2) 必要諸室の整理

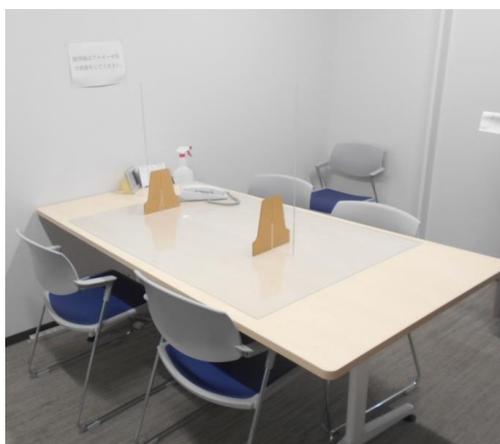
現庁舎における諸室の面積を勘案し、新庁舎に必要な諸室を整理しました。

保健センター エリア	室名	室数	面積/室
	研修室	1	200 m ²
	小会議室	2	20 m ²
	倉庫	1	60 m ²
	準備室	1	40 m ²
	消毒室	1	15 m ²

執務エリア	室名	室数	面積/室
	執務エリア	—	800 m ²
	監査委員事務局	1	20 m ²
	打合せ、書庫スペース	—	200 m ²
	教育長室	1	20 m ²
	消防長室	1	20 m ²
	町長室	1	25 m ²
	副町長室	1	25 m ²
	応接室	1	40 m ²
	災害対策本部室	1	60 m ²
	防災物品備蓄庫	1	20 m ²
	大会議室	1	60 m ²
	中会議室	1	40 m ²
	小会議室	2	20 m ²

議会エリア	室名	室数	面積/室
	議場	1	170 m ²
	正副議長室	1	20 m ²
	第1委員会室	1	90 m ²
	議員控室	1	40 m ²
	議会事務局	1	25 m ²
	議場バックルーム	1	10 m ²
倉庫	1	20 m ²	

来庁者エリア	室名	室数	面積/室
	窓口、総合案内	—	適宜
	相談室、相談ブース	4	適宜
	キッズスペース、授乳室	1	適宜
	売店、福祉ショップ	1	適宜
	ATM コーナー	1	適宜
	情報コーナー、展示コーナー	—	適宜



個別相談室



授乳室

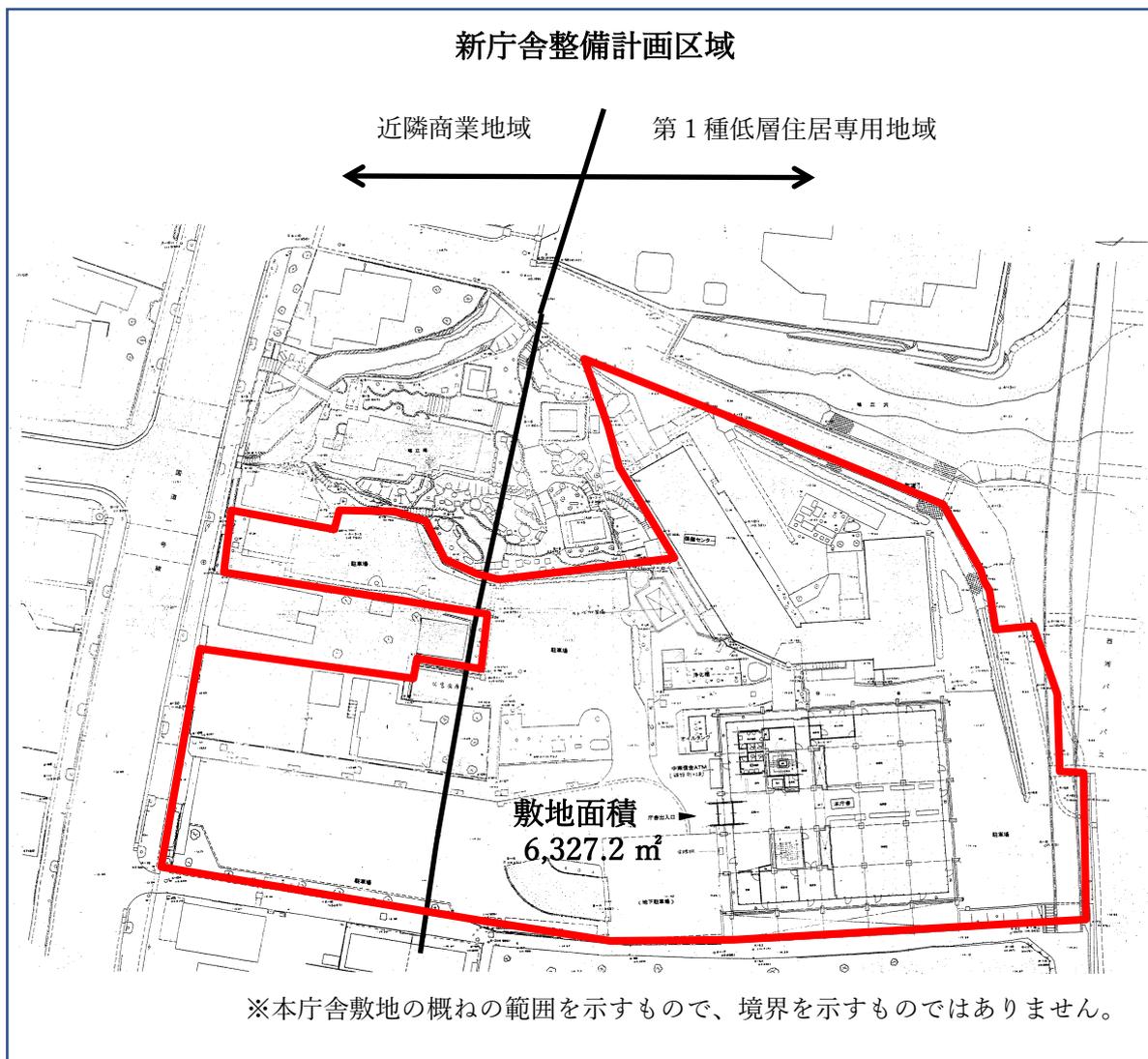
付属設備 エリア	室名	室数	面積/室
	文書処理室	1	15 m ²
	サーバー室	1	15 m ²
	コピー室	1	20 m ²
	電話交換室	1	10 m ²
	給湯室	各階	10 m ²
	職員休憩室	1	90 m ²
	職員更衣室	2	50 m ²
	管理員控室	1	20 m ²
	守衛室	1	20 m ²
	書庫	1	200 m ²
	倉庫	1	80 m ²

第4章 新庁舎整備の方法

1. 敷地条件

(1) 建設地について

新庁舎の建設地は、「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会報告書（令和2年4月）」を踏まえ、立地条件として公共交通機関へのアクセスや、早期実現に向けた建設用地の確保等、事業性についての検討結果を考慮し、令和4年度に購入した国道側に隣接する民有地を計画区域に含め、現庁舎の北側駐車場に整備することと決定しました。なお、本敷地は津波による浸水の影響が懸念されているため、基本構想では神奈川県から公表されている「津波浸水想定について（解説）」を基に、本敷地に影響を及ぼす最大の津波高さを想定した津波シミュレーションを行いました。その結果、想定した新庁舎における1階部分への浸水は、新庁舎南側に防護壁を設置することで津波による浸水を防ぐことができます。また、庁舎敷地全体の浸水対策については、現庁舎解体後に実施する外構工事に合わせ、敷地南端に防護壁を設けることにより安全性を確保できることが確認できました。



(2) 敷地概要

所在地、敷地面積、用途地域、日影規制、前面道路等の敷地概要は以下のとおりです。

敷地概要	
計画地(地名地番)	神奈川県中郡大磯町東小磯183番地ほか
敷地面積	6,327.2㎡
区域区分	都市計画区域内
用途地域 ※建物用途は過半を占める方を適用	第1種低層住居専用地域 } 第1種低層住居専用地域を適用 (庁舎用途の建設には用途地域の変更や48条許可申請等 が必要) 近隣商業地域
防火地域指定 ※厳しい方の規制を適用	1低専 法第22条区域(→区域の内外にわたるため法第24条の適用) } 準防火地域 近隣商業 準防火地域 } を適用
高度地区	近隣商業 最高限第2種：15m以下
その他地区指定	特別用途地域(邸園文化交流地区) 第3種風致地区：小滝海岸松林風致地区条例 1低専 (※各制限の緩和について協議必要) 高さ10m以下、建蔽率40%以下、緑化率10%以上、 壁面後退距離1.5m/1m以上(道路側/道路以外) 津波浸水想定区域：最大津波高さ17.1m
指定容積率 ※面積按分による	1低専 100% } 按分により約124%→最大延床面積7,845㎡ 近隣商業 200%
指定建蔽率 ※面積按分による	1低専 50% > 40% (第3種風致地区指定) } →按分により約49% 近隣商業 80% } →角地緩和により約59% →最大建築面積3,733㎡
前面道路	北側(国道1号線)：16.0m 南東側(東小磯36号線)：4.0m 西側(東小磯37号線)：2.2m
斜線制限 ※それぞれの制限による	(1) 道路斜線： 1低専 1.25 近隣商業 1.5 (適用距離：20m) (2) 隣地斜線： 近隣商業 2.5 (立上り高さ：31m) (3) 北側斜線： 1低専 1.25
日影規制 ※それぞれの制限による	1低専 1.5m(2h/3h) 近隣商業 4m(3h/5h)

(3) 法的条件の協議手続き

新庁舎の敷地においては、用途地域や高さ制限等に関する手続きが必要となるため、早い段階から協議を進める必要があります。

- ・ 新庁舎の敷地は第一種低層住居専用地域と近隣商業地域に指定されています。このうち、第一種低層住居専用地域が敷地面積の過半を占めていることから、建築基準法第 48 条(用途地域)により庁舎は建てられない用途に指定されています。そのため、用途地域の変更や特別用途地域の変更、地区計画の決定では建築基準法第 48 条ただし書きによる許可など、いずれかの手続きが必要となることからそれぞれの許可権者と協議を進め、早い段階で手法を決定し協議を進めます。
- ・ 風致地区条例による高さ制限についても遵守が困難な可能性がありますので、上記と同時に協議を進める必要があります。
- ・ 新庁舎整備計画の内容により、都市計画法第 29 条の開発行為の許可が必要となる可能性があることから、施設計画の検討とともに許可権者と協議を進めます。

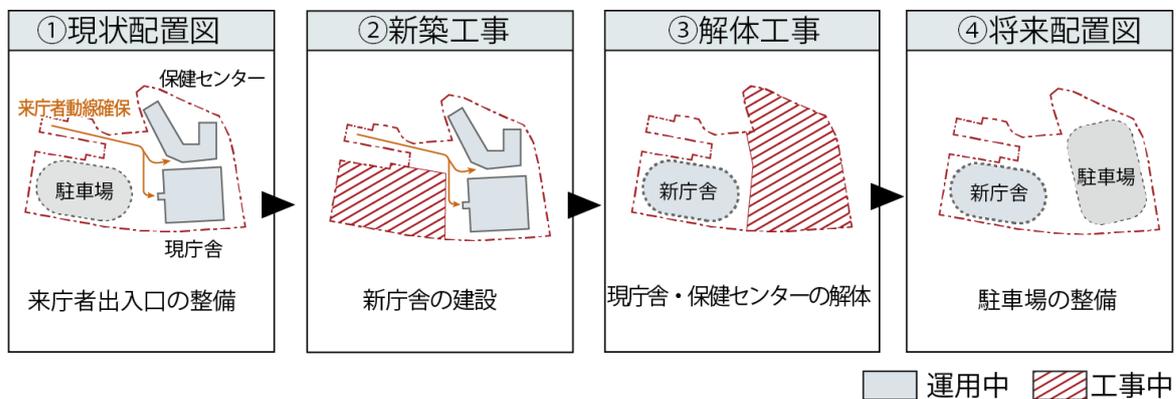
2. 施設計画の検討

(1) 土地利用計画、配置計画、外部動線計画

基本計画では、新庁舎に必要な機能を基に内部動線やゾーニング計画を整理し、今後の基本設計において、敷地条件を基に土地利用や配置・外構計画を検討します。

①土地利用計画

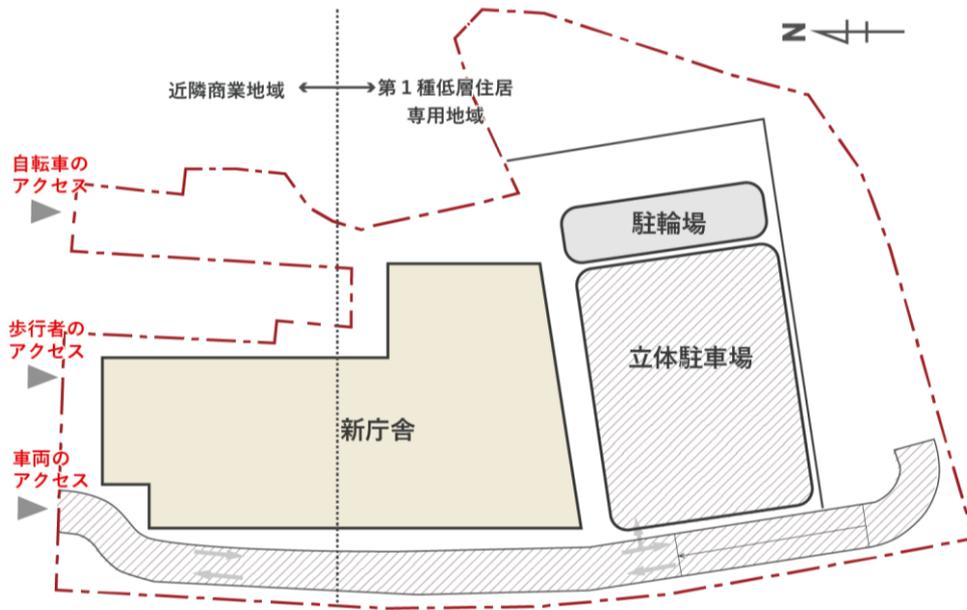
- ・ 本計画では現庁舎を運用しながら敷地北側に新庁舎を建設し、行政機能の移転後、現庁舎を解体し駐車場を整備する建替えローリングとします。
- ・ 工事中も現庁舎を継続利用できるよう、来庁者の動線が安全に確保できる工事範囲を設定します。



②配置・外部動線計画

- ・ 国道1号線沿いの環境性向上や景観に配慮し、敷地内は可能な限りまちづくり条例等に準拠した緑化を行い、敷地境界との離隔を設けるなど圧迫感を与えない配置とします。
- ・ 敷地南北を貫く歩行者動線を確保し、国道1号線と海のつながりを感じられる計画とします。歩行者動線沿いには町民の憩いの場となる広場などの設置についても検討します。
- ・ 公共交通機関等を利用する来庁者のアプローチと車を利用する来庁者のアプローチをそれぞれ確保することで、歩車分離を行うなど安全性確保に配慮します。
- ・ 車による来庁者の増加や車両の大型化に対応するため、駐車場の規模は2割程度増やす計画としており、限られた敷地の中で駐車台数を確保するため、2階建ての立体駐車場を整備します。

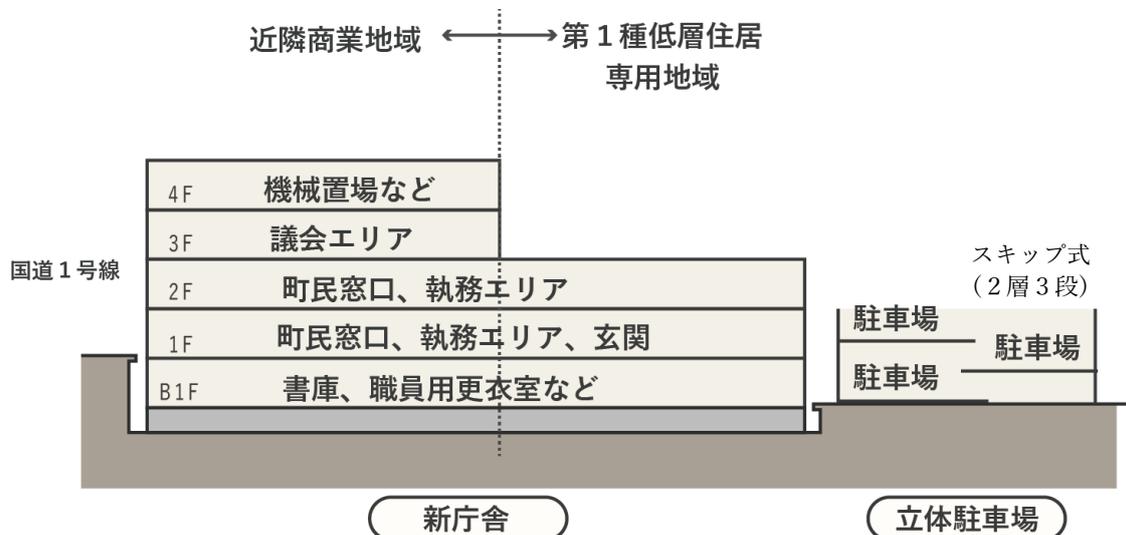
配置計画のイメージ



③機能構成

- ・ 町民の利用頻度が高い窓口機能はコンパクトにまとめ、可能な限り低層階に配置し、高齢者や乳幼児連れの方が上下移動なく利用できる計画を目指します。
- ・ 待合、窓口、執務、管理、サポートと、奥行き方向に明快なゾーニングを行うことで個人情報の管理を徹底し、職員動線の効率化、最短化を図ります。
- ・ 執務室は配置部門の特性に合わせ、部門間の連携などを踏まえたゾーニングとします。階段やエレベーター（EV）、トイレなどをまとめて配置することで、効率の良い執務空間の確保を目指します。

機能構成のイメージ



- 町民エリアと執務エリア、保健センター等のゾーニングについて案を比較し、内外の動線計画が合理的となるような計画を検討しました。

ゾーニング案の比較検討

	A案	B案	C案
3階平面			
2階平面			
1階平面			
B1階平面			
歩行者・自転車のアクセス性	北側及び東側からのアクセスが容易 ○	東側からのアクセスで職員出入口と交錯する ×	北側及び東側からのアクセスが容易 ○
町民エリア	葬儀ホールとの見合うため配慮が必要 △	車路、住戸、マンションと見合うため配慮が必要 △	葬儀ホールとの見合うため配慮が必要 △
	2階の会議室と町民エリアが隣接するため町民を案内しやすい ○	2階の会議室と町民エリアが分断されるため会議室に町民を案内しにくい △	2階の会議室と町民エリアが隣接するため町民を案内しやすい ○
	東からの採光の確保が可能 ○	西日対策が必要 △	東からの採光の確保が可能 ○
執務エリア	まとまった配置でバックエリアにアクセスしやすい ○	まとまった配置であるが一部バックエリアから遠い △	執務エリアが分断され、一部バックエリアから遠い △
保健センター	セキュリティ区画がしやすい(休日の町民利用) ○	セキュリティ区画がしやすい(休日の町民利用) △	セキュリティ区画がしにくい(休日の町民利用) △
	検診の際は検診車と連携しやすい ○	検診の際は検診車と連携しにくい ×	検診の際は検診車と連携しにくい ×

○…良好 △…何かしらの対策により対応可能 ×…良好でない ●…EVなど縦動線

(2) 構造・設備計画

防災拠点としてふさわしい構造や設備計画を備えるほか、これからの新庁舎にふさわしい ZEB（エネルギー消費の少ない建物）の実現を目指すとともに、ライフサイクル CO2 (LCCO2) により建築物から発生する二酸化炭素排出量を削減する考え方について整理します。

①構造計画

- 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通大臣官房官庁営繕監修)」によると、大地震動に対する耐震安全性の目標は以下のように定められています。

官庁施設の総合耐震計画基準

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、 構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類の外部及び特定室 ^{※2}	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる 建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類及び A 類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の 人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※1 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）より抜粋。

※2 特定室：活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。

- 新庁舎は、災害応急対策活動に必要な施設であるため、構造体「I 類」、建築非構造部材「A 類の外部及び特定室」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせます。
- 建物の耐震性能については、大地震後も構造体の補修をすることなく使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図るものとします。

構造種別の概要

	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨造 (S造)	木質構造
イメージ図 ^{※1}			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋とコンクリートを組み合わせた構造種別 耐火性能に優れる 現場での工事期間が長い 重量が大きいため基礎のコストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨を用いた構造種別 工場で作製されるため現場での工事期間が短い コストについては市場変動の影響が大きく、製作期間が長期化傾向にある 	<ul style="list-style-type: none"> 木材を用いた構造種別 木質材料（集成材、CLTなど）を使用することで大断面とすることも可能 耐火対策が必要
耐震性能	建物の剛性が大きいため変形量が小さく、一般的に耐震性能が高い	RC造と比較して建物の剛性が小さく、変形量が大きくなるため、非構造部材の落下などに対する対策が必要	最も軽量なもので地震力そのものが小さい
平面計画への影響	柱間隔があまり広く取れないので、S造と比較して柱が多くなる	柱間隔を広くすることができるため、平面計画の自由度が高い	軽量であるため、架構形式によっては柱間隔を広くすることができる
耐久性	沿岸部であることから、かぶり厚さを十分に確保することで耐久性を確保できる	沿岸部であることから、錆止め塗料のグレードアップや仕上げ材により鉄骨部を保護することで耐久性を確保できる	沿岸部であることから、外部に面する部分での利用は耐久性の面から避けた方が望ましい
浸水対応	浸水時の躯体に与える影響が最も小さい	錆止め塗料のグレードアップや仕上げ材が必要	水に弱いため、浸水しない範囲に使用することが望ましい

※1 出典：一般社団法人日本建築構造技術者協会「安心できる建物をつくるために—構造設計者と共に考えましょう—」

②設備計画

- 「2050年カーボンニュートラルの実現(環境省)」や、「ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(環境省・経済産業省連携事業)」を視野に入れ、外皮負荷の削減や、高効率な空調方式・熱源、空調エネルギー削減に効果が期待できる技術の導入等、設計段階で詳細に検討し採用します。
- 災害時に対策本部を機能させるための蓄電池や、単独個別空調及び発電機回路対応の空調設備の導入などについても、設計段階で検討を行います。

[省エネルギー化、省資源化を実現する設備システム]

1) 負荷の抑制

- 建物外装の高断熱化や日射遮へい性能の高いガラス窓の採用、年間で安定した温度を保つ地中熱の利用により、空調負荷を抑制します。
- 日射遮へい庇や日よけルーバーを効果的に計画し、夏季の日射による空調負荷を抑制すると同時に、冬季は日射熱の導入により、空調によるエネルギー消費量の削減を図ります。

2) 高効率な設備システムの導入

- ・ 空調設備は高効率な機器を選定し、消費エネルギー量の削減を図ります。
- ・ 室内のCO2濃度に応じて外気量を調整する制御システムの導入を検討し、適切な換気量を維持しつつ、過剰な外気導入による空調負荷の増加を抑制します。
- ・ LED照明の採用や人感センサーなどの各種照明制御を導入し、照明に係るランニングコストを効率的に縮減します。

3) 環境配慮材の採用

- ・ 内装は積極的に木質化し温かみのある環境にするとともに、CO2固定化^{※7}の促進を図ります。
- ・ 電線、ケーブル（低圧、高圧、通信）には有害物質の発生を抑制及びリサイクルしやすい材料を使用したエコ電線・ケーブルを採用します。

(3) 津波浸水対策

基本構想策定時に行った津波シミュレーションの結果から、想定される津波による浸水対策として、敷地南側に防護壁を設置する案と立体駐車場を干渉体として利用する案が想定されます。

①防護壁の設置

- ・ 津波の波力に耐えられる防護壁を設置するためには、構造上、広いスペースが必要となります。庁舎跡地の有効活用を図り駐車スペースを確保する観点から、実現は困難であると考えられます。

②立体駐車場を干渉体として利用

- ・ 敷地南側及び新庁舎地階や立体駐車場1階部分への津波浸水は許容するものの、立体駐車場が緩衝体となることで津波波力を弱め、新庁舎1階以上への浸水を防ぐことができます。
- ・ 立体駐車場を効果的に利用することで、敷地への制約や建物計画への影響を最小限にしつつ、津波による浸水対策を行うことができます。

このことから、基本設計では立体駐車場を干渉体として利用する案について、津波シミュレーションを活用しながら、効果的な立体駐車場の配置および平面計画を行います。

※7 大気や排気ガスなどに含まれている二酸化炭素（CO2）を何らかの形で固定すること。

第5章 新庁舎整備の進め方

1. 概算事業費・財源計画

基本構想では敷地や施設の検討を基に、他市町の事例も参考にしながら概算事業費を算出しました。基本計画の段階ではこの概算事業費に加え、立体駐車場建設にかかる費用と基本構想報告時からの物価上昇を含め、概算事業費を再度検討します。新庁舎の建設費については、本庁舎建設基金の積立てのほか、財政負担へのバランスを考慮しながら引き続き財源の確保を図ります。

(1) 概算事業費

【庁舎】

(単位：百万円)

区 分	概算事業費(税込)	備 考 欄
庁舎本体工事費※1	2,820	基本構想策定時からの物価上昇を見込む※2
既存庁舎解体費	212	基本構想策定時からの物価上昇を見込む※2
設計費 (基本・実施設計、工事監理等)	218	設計に必要な調査及び計画等の作成を含む
合 計	3,250	

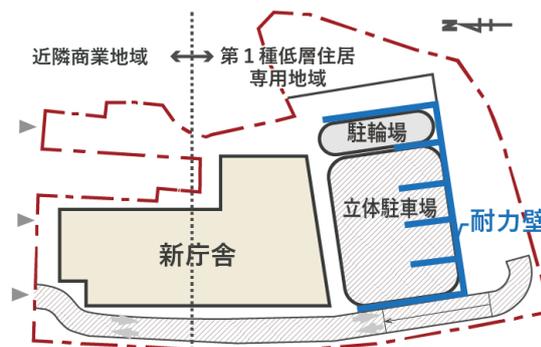
- ※1)外構工事、非常用発電設備や再生可能エネルギーなどの導入に係る費用が含まれています。
 ※2)一般財団法人建設物価調査会の建設費指数から、物価上昇による工事費高騰の指数を算出した値として、2022年3月から2022年11月まで+7.5%の上昇を見込んでいます。

【駐車場】

(単位：百万円)

区 分	概算事業費(税込)	備 考 欄
立体駐車場整備費 (スキップ式2層3段)	1,188	立体駐車場+津波対策※1 RC造/延床面積 3,200 m ²

- ※1)基本計画では、津波対策への対応を付加した概算工事費を算出していますが、今後の設計において駐車場の構造や工法の変更により概算事業費は変わる可能性があります。



[概算事業費に見込まれていない事項]

- ・ 備品等の購入費及び庁舎移転に要する費用
- ・ ネットワーク環境やサーバー等、高度情報化に伴う情報通信機器の設置

[求める性能等により増減が生ずる可能性がある事項]

- ・ 断熱性能、省エネ性能、景観配慮等の水準
- ・ 非常用発電設備や再生可能エネルギーの導入費用など

新庁舎整備に係る詳細な事業費については、今後、起こりうる様々な自然災害や、デジタル化の推進による町民サービスの向上等について、将来にわたって備えた庁舎である必要があります。そのため、今後の基本設計において、津波シミュレーション結果に基づく防護壁などの設置や、デジタル化に向けたメニューを検討していく中で、新庁舎の実現に向けた具体的な機能や規模を定め示していきます。

(2) 財源計画

現在、庁舎建設に係る国の補助金は無く全てを町が負担することとなるため、新庁舎整備に係る建設及び解体等の費用(約32億5千万円)については、本庁舎建設基金(約14億1千4百万円：令和4年度末残高見込み)と地方債により賄うこととなります。そのため、財政負担へのバランスを考慮しながら基金の積み増しを行うとともに、災害時に防災拠点となるスペースについて活用が見込める「緊急防災・減災事業債」や、建築物等の脱炭素化の取組みが対象となる「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」など、庁舎機能を拡充することによって活用できる補助メニューについて検討を行い、財源の確保を図り、地方債の活用による財政負担を可能な限り低減させるよう努めます。

第6章 今後の進め方

新庁舎整備事業については、防災拠点としての観点から庁舎の安全性を強化するため、早急な対策が必要となっており、耐震性の不足をはじめ施設の老朽化など、現庁舎が抱える多くの課題を解決する必要があります。そのため、平成30年度の庁舎整備に係る検討開始以来、新庁舎の早期利用開始を目標として、令和4年3月に新庁舎整備基本構想を策定し、令和4年度には新庁舎整備基本計画を策定しました。

一方、新庁舎整備事業については「現庁舎を補強して引き続き使用することができないのか。」といった意見もあることから、町民の皆さんが納得した中で庁舎整備が進められるためには、新庁舎整備に向けた取組みを一旦停止し、耐震補強工事による現庁舎の継続使用が可能かどうか検証を行うこととします。まず、現庁舎の耐震診断を実施したうえで、庁舎の建替え計画について改めて判断することとします。

大磯町新庁舎整備基本計画

令和5年3月

大磯町政策総務部総務課

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183

TEL:0463-61-4100 (代表)

<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>